

公益法人制度有識者懇談会でこれまでに出示された主な意見

開催経過

- ・ 第1回 11月1日(金) 改革パターン(法人類型)について
- ・ 第2回 11月13日(水) 公益性判断について
- ・ 第3回 11月22日(金) 適正性確保、財団
- ・ 第4回 11月28日(木) 移行、税制
- ・ 第5回 12月10日(火) 基本方向についてのフリートーキング
- ・ 第6回 12月13日(金) 基本方向についてのフリートーキング
- ・ 第7回 1月30日(木) 基本方向についてのフリートーキング

これまでの議論の概要

1. 改革パターン(法人類型)

【「非営利法人」1類型にまとめるか、「非営利・公益法人」など2類型に分けるか】

- ・ 非営利法人でも公益とそれ以外のものとは性質が異なることから、非営利法人を2類型に分け、法人格付与と公益性認定を一体で行うべきとの意見もあったが、非営利法人として一括りにし、その法人格の取得はなるべく自由にして、その上で公益性を判断すべきとの意見が大勢であった。

2. 公益性判断

【公益を明確に定義する必要があるか、どのような定義とするか】

- ・ 現行制度では公益とは何かが定められていないことに問題があり、的確にチェックできるような公益性の定義が必要であるとの意見と、公益の定義は時代と場所により異なるから定義は不可能との意見があった。
後者に対しては、法人法制において定義しないこととしても、税制で定義を置かざるを得ないのではないかと指摘があった。
- ・ 公益の定義を法律で書く必要はなく、民主的なプロセスで市民が判断すればよいとの意見があったが、基準なしに判断することはできないとの指摘があった。また、公益を自称すれば公益性が認められるとすると必ず濫用されるので問題であり、利害関係者の請求などを待たずに濫用を的確に排除するシステムが必要との意見があった。
- ・ 公益とは何かは、地域ごとに判断するようにしたらよいとの意見に対し、公益についての基本的な部分は全国共通とし、その上で必要に応じ地域的な要素を加味すればよいとの意見があった。

【公益性の判断は緩やかに行うか、厳格に行うか】

- ・ 公益性認証の入り口段階では厳格に絞り込むことはせずに、ガバナンスやディスクロージャーを強化すべきとの意見があった。その際には、事後チェックにより民刑事のペナルティーを加えるシステムが必要との意見があったが、これに対し、裁判に丸投げするのは疑問であり裁判機能として実効あるかどうか検討すべきとの指摘があった。
- ・ 公益性の判断方法は、公益性にどのような効果が付与されるかを念頭に置いて検討すべきであり、税制上の優遇措置や名称独占と結び付けるのであれば何らかのオーソライズや行政による審査が必要との指摘があった。また、単なる社会的ステータスを求める発想は改めるべきであり、単に「お墨付き」の付与だけというならばわざわざ国が認定する必要はないとの指摘があった。

【具体的にどのような公益性判断基準を採用するか】

- ・ 団体の行う事業の実態に着目して、公益性を判断すべきとの意見が多く見られた。
- ・ 事業の実績に係る基準については、公益性認証の入り口の段階で判断することは不相当だが、事業開始後は何らかのチェックが必要との意見があった。

3. 適正運営の確保

【ガバナンス・ディスクロージャー】

- ・ 非営利法人としては、現行の中間法人制度並の規律を基本とすることで一致した。ただし、債権者保護のための基金制度を設けるかどうかについては意見が分かれた。
- ・ 公益性の認定を受ける法人は、その認定要件及び認定後の活動について、さらに高いレベルのガバナンス、ディスクロージャーを何らか仕組むべきという点について特に異論はなかった。

【事後チェックの方法】

- ・ 非営利法人については、準則主義による設立には行政は関与しないことから、裁判所による事後チェックを基本とするのが大勢だった。
- ・ 公益性の認定を受けた法人に対しては、原告適格を拡大したとしても一般の利害関係者が費用と手間のかかる裁判上の請求を行うのか疑問が示された。むしろ、行政が公益性の認定を取り消すこととすべきとの意見があった。

4. 財団

【非公益財団形態は必要か】

- ・ 出捐者意思を尊重するという財団形態自体は必要であるとの方向であったが、非公益財団については、同窓会・町内会的組織で寄付者意思をどこまで保護することが必要かといった意見と、公益性の判断を別途行う場合、法人の設立と公益性の判断との間に時間が空くこともあり、財団においても非公益目的のものの設立を認めることが必要との意見があった。

【設立は準則によるか行政庁の関与が必要か】

- ・ 準則による財団の設立は、設立時のチェックが不十分で、脱税等に悪用される恐れが大きいことから問題であるとする意見と、財団の悪用とは具体的にどのような問題か、非営利社団についても同様に発生する問題ではないか、財団制度固有の問題があるなら、その悪用防止について、法律で手当することが考えられるのではないかと指摘があった。

【財団のガバナンスの在り方】

- ・ 最低基本財産額の設定は現実的ではないとの意見と、少額では財団として意味がないのではないかと指摘があった。出捐者意思に反していなければ基本財産の取崩しは認めてよいとの方向であった。

5. 現行の公益法人から新制度への移行

【営利法人への移行及び公益性が認められる法人への移行について】

- ・ 営利法人への移行は、現行法の下、営利転換指針に基づき行うことで特に異論はなかった。
- ・ 新制度において公益性が認められる法人への移行は、新制度の法人の規律が現行制度と同程度以上のものであれば組織変更、財産承継を認めることで特に異論はなかった。

【新制度において公益性が認められない法人への移行について】

- ・ 今回の改革により一律に解散するとなると、法人に不測の不利益を与えることとなるため、残余財産分配禁止規定を設けること、非課税の恩典に対する税制上の措置を講ずることなど一定の条件を付した上で組織変更、財産承継により移行を認めるべきであるとの意見が多数であった。また、寄付者等の意思の尊重については、今まで公益を認めてきた主務官庁がその意思を代替するものとして認可する仕組みとしてはどうかとの意見があった。
- ・ 公益法人における非営利性は、残余財産の分配禁止を定めても、その実効性があるかどうか問題であるとの意見があったが、他方で、割切りも必要であるとの意見もあった。

6. 税制

【法人制度と税制の在り方についてどのように考えるか】

- ・ 準則主義で設立された法人が直ちに税優遇を受ける仕組みは困難であることで一致した。
- ・ 今までの公益法人制度で認められてきたことをもって引き続き非課税を認めてほしいというのでは、理屈が立たない。一旦元に戻って検討すべきで、「新公益法人」もこれまでの税優遇の理屈と整合するように考えることが必要との意見があった。
- ・ 公益性の認定と税制上の措置が連動するのは行政庁の関与により法人活動が制約されることから適当ではなく、むしろ行政関与から開放されるメリットを考えれば、公益法人も原則課税ということを考えて良いのではないかとこの意見があった。
- ・ 最低限の制裁規定を設けた上で、共益的な部分を除けば、準則主義の設立であっても、非課税・本来事業以外の収益事業のみ課税でよいのではないかとこの意見や、準則主義での公益法人設立を認め組織的規律をきちんと整えれば、準則主義の設立であっても税の優遇を連動させ、課税庁に毎年事後チェックをさせてはどうか、との意見があった。

これに対して、税優遇措置を受けるためには、その優遇を受ける時点で必要な要件を充足していることを法人が行政庁に証明することが必要ではないか、税優遇の条件を法人制度に書くのか、税法に書くのかは検討すべき問題との意見があった。
- ・ 税の優遇を受けるには、ガラス張りの経理を行うことが重要であるとの意見があった。また、収益事業にかかる税率は一般企業とそろえて、33業種も今よりは広げるべきではないか、との意見があった。